

調査報告書

平成30年9月10日



館山市立中学校生徒の自死といじめに関する
第三者調査委員会

館山市立中学校生徒の自死といじめに関する
第三者調査委員会

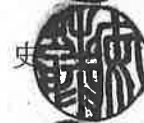
委員長 大野精



副委員長 篠崎



委員 安藤知史



委員 岩田



委員 小澤美代子



委員 谷口



目次

本文中の頁番号

第1 第三者調査委員会について	1
1 第三者調査委員会設置の経緯	1
2 本委員会の目的	1
3 本委員会の構成	1
4 本委員会による調査審議の方法	2
(1) 本委員会における調査審議	2
(2) 本件中学校の元生徒らに対する調査協力依頼	2
(3) 本件生徒の遺族からのヒアリング	2
(4) 関係者からのヒアリング等	2
(5) 無記名によるアンケートの実施	3
第2 本報告書の目的等	3
第3 本件生徒が自死するに至るまでの間の生活状況等	3
1 本件生徒の家族関係等	3
(1) 家族構成及び家族関係等	3
(2) 学校生活の状況把握が十分ではなかったこと	3
2 本件小学校在籍時の状況	4
(1) 本件小学校における学校生活等の状況	4
(2) 人間関係に何らかの問題を抱えていたと考えられること	4
(3) 学区外から本件中学校に入学した経緯	4
3 本件中学校における学校生活等の状況	5
(1) 出席状況	5
(2) 委員会活動	5
(3) 部活動の状況	6
4 本件中学校におけるいじめについて	6
(1) 母親が外国人であることへのからかい	6
(2) 制汗スプレーが吹き付けられたこと	7
(3) その他の野球部内でのいじめについて	8

(4) その他のいじめについて	8
5 中学2年の夏休み期間中の生活状況等	9
(1) 夏休み中の学校とのやり取りについて	9
(2) 父親と教員との面談について	9
6 自死直前の生活状況等	10
(1) 運動会前の状況について	10
(2) 運動会での事故について	11
(3) 自死前日の欠席について	11
(4) 自死当日の状況について	11
第4 本件生徒が自死するに至るまでの間における関係者の対応状況について	12
1 本件小学校在籍時の対応状況	12
2 本件中学校入学前の申し送りの状況について	12
(1) 小中学校間の申し送りについて	12
(2) 本件生徒に関する申し送りについて	12
3 本件中学校在籍時のいじめ等に対する対応状況	13
(1) 母親が外国人であるとのからかいに対する対応	13
(2) 制汗スプレーの件における対応	13
4 中学2年の夏休みにおける対応	15
5 自死直前の対応について	15
6 本件中学校における指導体制について	15
第5 本件生徒の自死の原因について	16
1 本件生徒の遺書について	16
2 本件生徒に精神的苦痛が蓄積していた可能性が高いこと	16
3 本件生徒が自死を決意した理由について	16
第6 本件生徒の自死後における学校及び市教委の対応状況	17
1 他の生徒及び保護者に対する学校の対応	17
(1) 他の生徒に対する事情説明の状況	17
(2) 保護者会の状況	17
2 本件中学校による「学級意識調査」について	18
(1) 調査の方法及び内容について	18

(2) 調査結果の検証及び分析について.....	19
(3) 資料の廃棄について.....	19
3 市教委による対応について.....	20
(1) 本件生徒の遺族への対応について.....	20
(2) 市教委による調査について.....	20
第7 再発防止に向けた提言.....	21
1 提言の目的等.....	21
2 いじめの発生防止に向けた取組み.....	21
(1) いじめ防止教育の実践.....	21
(2) いじめに対する科学的理解の重要性.....	22
(3) 多様性を理解するための教育.....	22
(4) 部活動への全員入部制の見直し.....	22
3 いじめの早期発見・早期対応を可能とする体制整備.....	23
(1) 被害者の立場に立ったいじめの把握.....	23
(2) 多様な情報提供ルート確保等.....	23
(3) 教員の負担軽減.....	24
4 子どもに関する情報共有の体制整備等.....	24
(1) 情報の記録化等.....	24
(2) 学校と家庭、地域等との連携.....	24
(3) 小・中学校間の連携.....	24
5 子どもに対するケアの充実.....	25
(1) いじめ等の相談があった子どもに対する継続的なケア.....	25
(2) 加害者への継続的な対応.....	25
6 重大事態発生時の対応.....	25
(1) 責任の所在の明確化等.....	25
(2) 関係者の心情を踏まえた対応.....	25
(3) 調査における客観性、公正性、中立性の確保.....	26
第8 結語.....	26

第1 第三者調査委員会について

1 第三者調査委員会設置の経緯

平成20年9月10日、館山市立第三中学校（以下「本件中学校」という。）2年生であった田副勝（当時13歳。以下「本件生徒」という。）が自宅において自死した（以下、これを「本件」という。）。自死後、本件中学校や館山市教育委員会（以下「市教委」という。）における調査等が行われたが自死の原因等は解明されないままであったところ、平成26年8月15日に本件生徒の遺族から館山市長に対して第三者委員会の設置が要請された。

館山市では、上記要請を受けて館山市附属機関設置条例を改正し、平成26年12月25日に館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

2 本委員会の目的

本委員会は、館山市からの委嘱に基づき、下記の事項について調査審議し、その結果を書面にて館山市に対して報告することを目的としている。

記

- ① 本件生徒が自死するに至るまでに、本件中学校及び本件中学校外において、本件生徒にいじめ等何が起こったのかを明らかにすること。
- ② 本件生徒が自死するに至るまでの本件関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- ③ 本件生徒の自死の原因について考察すること。
- ④ 本件生徒が自死した後における本件関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- ⑤ 前各号によって明らかになった事実及び考察から、再発防止に関する提言を行うこと。

3 本委員会の構成

本委員会の委員は、以下のとおりであり、いずれも館山市、本件中学校、本件生徒及びその遺族その他の本件の関係者とは特別な利害関係を有していない。

委員長	大野 精一	星槎大学大学院教育実践研究科教授（研究科長）
副委員長	篠崎 純	弁護士（千葉県弁護士会）
委員	安藤 知史	弁護士（第一東京弁護士会）
同	岩田 泉	城西国際大学福祉総合学部教授
同	小澤美代子	さくら教育研究所所長
同	谷口 聡	中央学院大学商学部准教授

また、本委員会では、館山市職員が事務局として各種事務の補助にあたったが、委員会としての判断や本報告書の作成には関与していない。なお、本委員会による調査審議の過程で、

本委員会の事務局を担当する館山市職員が本件中学校の野球部に所属していた元生徒の保護者であったことが問題ではないかとの指摘を受け、館山市の判断により当該職員が事務局から外れるという事態が生じた。本委員会は、当該職員を本委員会の事務局としたことの当否について言及する立場にはないが、当該職員によって本委員会による調査審議の公正性や中立性が害されたことは一切ないということを付記しておく。

4 本委員会による調査審議の方法

(1) 本委員会における調査審議

本委員会は、平成28年3月1日以降、平成30年9月10日まで合計29回開催し、収集した関係資料やヒアリング結果、アンケート調査の結果などを踏まえて調査審議を重ねた。

(2) 本件中学校の元生徒らに対する調査協力依頼

本委員会では、次のとおり、本件中学校の元生徒らに対して、本委員会の調査への協力を要請した。

ア 平成29年4月25日付で、本件生徒と同じ学級になったことがある元児童・生徒（小学6年から中学2年時まで）及び本件生徒が中学2年時に本件中学校の野球部に所属していた元生徒に対して、本委員会による調査への協力と本件生徒に関する情報の提供を求める書面を送付した。

イ 平成29年7月21日付で、本件生徒が中学2年時に同学年で本件中学校の野球部に所属していた元生徒に対し、本件生徒に関する情報の提供を求める書面を送付した。

(3) 本件生徒の遺族からのヒアリング

本委員会では、調査審議対象事項に関し、本件生徒の遺族（父親、母親、姉及び弟）に対して、合計9回のヒアリングを実施して供述を得た（複数名に対して同時にヒアリングを実施した場合は1回とカウントしている。以下同じ。）。

(4) 関係者からのヒアリング等

本委員会では、調査審議対象事項に関し、次のとおり、本件関係者に対するヒアリングを実施して供述を得た。なお、教職員については、ヒアリングのほか、書面による照会を実施して6名（一部はヒアリング対象者と重複）から回答を得ている。

① 本件生徒が本件中学校及び館山市立館山小学校（以下「本件小学校」という。）在籍時の両校の教職員…16名（17回）

② 本件発生当時の市教委関係者…4名（3回）

③ 本件に対応した千葉県教育委員会（以下「県教委」という。）スーパーバイザー…1名（1回）

④ 本件中学校の元生徒…2名（2回）

この他に本件中学校の元野球部員を名乗る者との間でメールのやりとりがあったが、ヒアリングは実施できなかった。

⑤ 本件生徒が本件中学校在籍時のPTA関係者…3名（2回）

(5) 無記名によるアンケートの実施

本委員会では、平成30年1月31日付で、本件生徒が小学6年時に同じ学年で本件小学校に在籍していた元児童及び本件生徒が中学2年時に本件中学校に在籍していた元生徒全員を対象に、本件生徒に対するいじめを見聞きしたことがなかったか、本件生徒の学校での様子等を質問事項とする無記名のアンケート（以下「本件アンケート」という。）を実施し、113名から回答を得た。

第2 本報告書の目的等

本報告書では、本件生徒に対するいじめがあった可能性に言及している箇所や、学校その他の関係者の対応について問題点を指摘している箇所があるが、本報告書は、あくまで諮問事項（第1の2参照）に関する本委員会における調査審議の結果を報告することを目的とするものであって、関係者の法的責任について何らかの判断を示すものではない。

また、本報告書では、「いじめ」という用語については、当該行為が行われた時点にかかわらず、基本的に現行のいじめ防止対策推進法における定義を前提に用いている。なお、以下における文中の役職、肩書き等は、特に断りがない限りは当該行為の時点のものである。

第3 本件生徒が自死するに至るまでの間の生活状況等

1 本件生徒の家族関係等

(1) 家族構成及び家族関係等

本件生徒は、両親、姉、弟と同居していた。なお、母親はフィリピン共和国の出身である。本件生徒と両親及び姉弟との関係は良好であり、特に弟とは毎日のように遊ぶ間柄であった。このように、家族関係には、本件生徒の自死に結び付くような問題は認められない。

(2) 学校生活の状況把握が十分ではなかったこと

本件生徒の母親によれば、母親自身は本件生徒が人間関係に何らかの問題を抱えているのではないかの認識を抱いていたため（詳細については後述する。）、何度となく本件生徒に状況を確認したものの、本件生徒が人間関係についての問題を語ることはなかったとのことである。

中学生が学校生活上の問題を家族に語らないということは一般的にみられることであり、加えて、本件生徒の遺族の供述によれば、本件生徒は問題を自ら抱え込んでしまいがちなところもあったことから（なお、本委員会の調査において、本件中学校の教員も「自分から言う子ではない。親に迷惑をかけたくないため、我慢してしまう子というイメージが強い。」と述べている。）、家族において本件生徒が抱えていた問題を把握することは必ずしも容易ではなかったと思われ、この点について軽々に批判することは適当ではないが、母親

の問題意識が家族内で十分には共有されず、また学校との情報共有、意思疎通も十分とはいえなかった。

2 本件小学校在籍時の状況

(1) 本件小学校における学校生活等の状況

本件生徒は、本件小学校在籍時目立った欠席等はない。

小学生当時の通知表でも、学習態度、学級活動等の状況、学校内における人間関係などについて特に問題点の指摘は見当たらず、むしろ学級活動等に対しては本件生徒が積極的に参加していた様子がうかがわれる。

(2) 人間関係に何らかの問題を抱えていたと考えられること

ア 本件小学校の教員は、本件生徒に関するいじめその他の問題を把握しておらず、本件生徒の父親や姉弟も、本委員会による調査において、小学校への通学を嫌がっていたことはない、いじめで悩んでいた様子はなかったなどと述べている。

他方で、本件生徒の母親は、本委員会による調査において、本件生徒が本件小学校在籍時から母親が外国人であることをからかわれるなどのいじめ（からかい）を受けていた旨を述べているところ、本件アンケートにおいて、本件生徒が本件小学校在籍当時に数人からののしられたり暴力を振るわれたりしているのを見たとの回答があること、市教委による調査において、城山公園で館山市立第二中学校（以下「二中」という。）の生徒（本件小学校の同級生）が本件生徒を待ち伏せしていじめていたと聞いたことがあるとの証言（ただし、証言者が直接目撃したのではなく、待ち伏せ等の時期も明確ではない。）があることからすると、母親の供述は無視できない。

イ また、本件生徒が保管していた小学校の卒業アルバムには、アルバムに掲載された複数の児童及び教員の顔写真が削り取られたり、黒く塗りつぶされたりした跡があり、これらは本件生徒の手によるものと考えられる。

これらの加工が行われた時期が定かではないが（例えば、小学校を卒業して相当期間経過後に行われた可能性もある。）、もっぱら人物の顔写真が加工の対象になっているなどの状況からすると、一時的な感情で（例えば、何らかの理由でむしゃくしゃした腹いせなどで）たまたま卒業アルバムを損傷したものとは考えにくいし、本件生徒にとっては思い出の品である卒業アルバムを傷つけたという行為を、単なる本件生徒によるいたずらとみることも合理的ではなく、本件生徒が本件小学校での人間関係の中で何らかのストレスを抱えていた可能性があるともみるべきである。

(3) 学区外から本件中学校に入学した経緯

ア 本件生徒が中学校入学当時、その自宅は、二中の学区内にあり本件中学校の学区外であったが、館山市に対して指定学校変更許可を申請することにより本件中学校に入学している。その理由について、当該申請にかかる申請書においては「両親が共働きであり、三中学区内の叔母の家に帰宅するため」と記載されているが、本件生徒の父親によれば、

これは学区外入学を可能とするための形式的な理由であり、本件中学校への学区外通学を希望したのは本件生徒であるところ、野球部が強い本件中学校で野球をやりたいこと、二中に比べて学力が高いことを理由として挙げていたとのことである。また、本件生徒は、小学校の担任教諭にも「野球をやりたい」ということを学区外通学の理由として説明していたようである。なお、父親は、平成21年2月20日に市教委の教育総務課を来訪した際には「三中は二中に比べて、いい学校だと思ったので、子どもを入学させた。」と述べている（市教委教育総務課作成の面談記録）。

他方で本件生徒の母親は、本委員会の調査において、小学校時代のいじめが学区外通学を望んだ原因であり、本件生徒自身が「館山小学校の子と一緒にいたくないから」と理由を述べていたと説明しており、父親の説明と大きく食い違っている。

イ 本件生徒が本件中学校において野球に熱心に取り組みたい、勉学に励みたいなどと考えていたことを否定する材料はないし、これらが学区外通学を本件生徒が望んだ理由であった可能性は十分あるが、このような理由だけで小学生であった本件生徒が自ら学区外通学を希望するとは考えにくい。

上記(2)で述べたところと総合すると、本件生徒において、本件小学校における人間関係上のストレスから逃れたいという気持ちもあって学区外通学を希望したと考える方がむしろ合理的である。

3 本件中学校における学校生活等の状況

(1) 出席状況

本件中学校在籍時における本件生徒の出席状況は以下のとおりである。

1年次 欠席3日（授業日数199日） 遅刻4日 早退3日

2年次 欠席8日（授業日数80日） 遅刻2日 早退2日

記録上の欠席理由は、体調不良及び風邪とされている。また、本件生徒は、平成20年7月7日から14日にかけて学校を欠席しているが（この経緯については後述）、これを除けば、欠席日数等について特に目立った傾向等は認められない。

なお、本件中学校では生徒に生活状況等を記録するための「生活ノート」を配布していたが、本件生徒の「生活ノート」には何度か体調が悪かった旨の記載がある（熱が出た、気持ちが悪かったなど）が、週末が多く欠席等には至らなかったものと思われる。

(2) 委員会活動

本件生徒は、1年次の後期、2年次の前期ともに学級委員長を務めていた。なお、学級委員長は、いずれも自ら立候補したようであり、学級の活動にも積極的に取り組もうとしていた様子が見える。

「生活ノート」には、平成20年6月6日に「社会の時間、1班がうるさかったので、注意しました。そのあと、気持ち悪くなりました。」、翌7日（土曜日）に「病院に行った結果、ストレスやなやみなどそういう所からきているそうです。」との記載があり、学級委

員長として強い責任感を持っていたことがうかがわれる。

(3) 部活動の状況

ア 野球部の状況

本件生徒は、本件中学校では野球部に所属していた（なお、本件中学校では部活動には全生徒が参加することとなっていた。）。本件中学校の野球部は、地域でも有数の強豪校であり（本件生徒が1年次には、安房西支部新人野球大会優勝、安房郡市優勝決定戦優勝の成績をおさめている。）、練習は朝練も含めてほとんど毎日行われていた。顧問の教諭による指導も熱心であったが、部員数が多いこともあって、最上級生を中心とした試合に出場するメンバー以外には顧問の目が届きにくい状況もあった。

また、保護者も保護者を組織して部活動に積極的に協力しており、試合の際の差し入れや生徒の送迎なども行われていたため、保護者間の関係も濃密であったが、本件生徒の両親は部活動や保護者会にはほとんど関与していなかった。

イ 1年次の出席状況等

本件生徒は、入部当初は部活動が楽しいと言っていたようであるが、土日は部活動を休みがちであった。また、1年次の夏休みはほとんど部活動に参加していないが、これは、宗教団体が主催するキャンプのような催しに参加したことが主な理由のようである（なお、本件生徒が当該宗教を信仰していたものではない。）。

なお、1年次の夏休みには、監督から学級担任に対して、連絡なしに欠席することが多くなってきたので様子を見に行ってほしいとの要請があり、学級担任が家庭訪問をしたということがあった。しかし、このときは本件生徒が転居していることを学校が把握しておらず（この時点では学校に連絡がなかったようである。）、学級担任は、本件生徒にも両親にも会えていない。

ウ 2年次の出席状況等

2年次も、平日は普通に部活動に参加していたが土日は休みがちであった。また、夏休みは千葉県中学校総合体育大会の地区予選が終了して以降は部活動に全く出席していない（なお、市教委教育総務課から父親宛の平成21年4月24日付回答文書では「7月24日の総体予選まで」練習に参加していたとされている。）。このときも、上述のキャンプのような催しに参加していたようである。なお、2年次の夏休みにおける部活動の欠席の情報は、学年主任、学級担任らにも共有されていた。

4 本件中学校におけるいじめについて

(1) 母親が外国人であることへのからかい

本件生徒が1年次に、同じクラスの生徒数人が、本件生徒の母親が外国人であることをからかうということがあった。その「からかい」の具体的内容は不明であるが、平成19年10月に本件中学校において行われた教育相談において本件生徒から「からかわれたり、いやなことを言われる」との訴えがなされており（市教委から父親宛の平成25年3月1

4日付回答文書)、いじめに該当するものであったと認められる。

同様の訴えは、平成19年12月に行われた三者面談においてもなされており、本委員会の調査では、本件中学校の教員の一部は、これらの相談が「野球部員によるからかい」に関するものであったと述べている。

(2) 制汗スプレーが吹き付けられたこと

ア 事案の概要及び発覚の経緯

平成20年7月5日に行われた野球部の練習試合後の帰りのバスの中で、部員が制汗スプレーをまき、他の部員が「臭いぞ」などと言うということがあった。本件生徒は、これが自らを標的に制汗スプレーをまかれ、自分が「臭い」と言われたものと感じ、同月15日に学年主任に相談をした。

本件中学校では、本件生徒から相談を受けた当日に、関係した生徒から事情を聴き指導等を行っているが、その中で、制汗スプレーをまいた生徒は、ふざけて行ったもので本件生徒を標的にしたものではない、「臭いぞ」と言った生徒は、「制汗スプレーが臭い」という趣旨で言ったもので本件生徒のことを言ったものではない、とそれぞれ弁明している。

また、バスに同乗していた野球部の顧問は、車内で生徒たちが騒いでいるという程度の認識しか有していなかった。

イ 本件生徒への影響

制汗スプレーの件が発生したのは土曜日であるが、本件生徒は週明けの月曜日から、その翌週の月曜日(7月7日から同月14日)にかけて学校を欠席している。欠席と制汗スプレーの件との関係は必ずしも定かではないが、制汗スプレーの件が発生した直後から欠席していること、15日に登校してすぐに学年主任に制汗スプレーの件を申告していること、他に長期間欠席する理由が見当たらないことなどからすれば、制汗スプレーの件によるショックが欠席に関係していたとみるのが合理的である。

なお、本件生徒の両親は、上記の欠席期間中も学校に行っているものと思っており、本件生徒の欠席を把握していなかった。

ウ 本件生徒が自身のおいを気にしていたこと

制汗スプレーについて関係した生徒への指導等が行われた際に、本件生徒は学年主任に対し「なんで僕は臭いんだろう。どうしたら臭いのがとれますか。」と質問するなどしている。

また、本件生徒からは、野球部のユニホームが汚れていることを他の生徒に指摘されるということも相談を受けたようであり、教員の間では、本件生徒の体操服がいつも汚れていることが話題になったこともあった(本委員会の調査における学年主任の供述)。

このような状況からすると、本件生徒が、自らのにおい(又は服の汚れ)を日ごろから気にしていたと思われ、制汗スプレーの件は、本件生徒の心を深く傷つけた可能性が

高い。

(3) その他の野球部内でのいじめについて

本件生徒の野球部内における人間関係がどのようなものであったかは定かではなく、野球部の顧問らにも特に問題があったという認識はない。しかし、市教委によるアンケート調査や本件アンケート等では本件生徒が野球部内でいじめられていた旨の回答が複数寄せられていること（ただし、いずれも裏付けを欠くもので、これだけでいじめの事実を認定することはできない。）、平成19年10月及び12月の教育相談及び三者面談における相談内容が「野球部員によるからかい」であったとの指摘があること（上述）などを総合すると、制汗スプレーの件以外にも野球部内で本件生徒に対するいじめがあった可能性は否定できない（なお、部活動用バッグの汚損については後述する。）。

また、顧問から、本件生徒は野球部内に友人が少なく一人になることもあったとの指摘があること（市教委によるヒアリング）、本件アンケートにおいて「野球部内でひとりぼっち、仲間はずれにされていた様子だった、暗かった」との回答があることなどからすると、本件生徒が野球部内での人間関係に何らかのストレスを抱えていた可能性が高いと考えるのが合理的である。

なお、市教委も、父親宛の平成24年9月26日付「息子の自殺といじめの関係について再調査の要請（回答）」と題する文書において、「いじめは部活動で行われていた」との認識のもとに、本件生徒の自死に結び付くいじめの有無を判断したと説明をしている。

(4) その他のいじめについて

ア バッグが汚されていたこと

主に本件生徒の遺族から、本件生徒が部活動の際に使用していたバッグが、何者かによって汚されていたとの指摘がある。この点については、本件生徒の自死前には本件中学校においては全く把握されていなかったが、本件生徒の両親らの説明には具体性もあり、本件アンケートでも本件生徒に対するいじめと思われる行為を見たという回答の中に「カバンを壊されているところを見た」というものがあったことなどから、本件生徒に対するいじめとして、部活動用のバッグに対する汚損行為が行われ、本件生徒の心を傷つける一因となった可能性は否定できない。

イ 自転車がパンクさせられていたこと

また、本件生徒の遺族からは、本件生徒が通学に使用していた自転車のタイヤがたびたびパンクしていたという指摘もある。しかし、自転車のタイヤのパンクについては、本件生徒に限らず本件中学校内で多く発生していたようであり、これがいたずらによるものであったとしても、特に本件生徒を標的としたものであったとは認められない。とはいえ、本件生徒の心が傷つき、又は人間関係上のストレスを抱えていた状況においては、本件生徒を標的としたものであったか否かに関わらず、本件生徒の心にダメージを与える出来事であったと思われる。

ウ その他のいじめ

上記のほかにも、本委員会における調査や市教委によるアンケート調査などで、本件生徒に対するいじめに関する情報が得られているが、いずれも裏付けに乏しく、本報告書において具体的に指摘することはできない。

5 中学2年の夏休み期間中の生活状況等

(1) 夏休み中の学校とのやり取りについて

上述のとおり、本件生徒は、2年次の夏休み中、総体の地区予選終了後は部活動に全く出席していないが、この間の本件中学校の対応は次のようなものであった（市教委教育総務課から父親宛の平成21年4月24日付回答文書）。

8月 6日 学級担任から本件生徒宅に電話

8月 7日 同上

8月13日 学級担任から本件生徒宅に電話をし、家庭訪問を実施。本件生徒とともに学校に戻り、学級担任及び野球部顧問が本件生徒と話をし、部活動を欠席する場合は電話連絡をすることを確認。

8月26日 学級担任が家庭訪問。本件生徒の父親が対応し、翌日学校において面談を行うこととなる。

(2) 父親と教員との面談について

ア 面談に至る経緯及び面談の目的

平成20年8月27日に、学年主任、学級担任と本件生徒の父親の三者で面談が行われた。この面談が行われた経緯及び理由について、本件生徒の父親は、本委員会の調査においては、制汗スプレーの件を受けて本件生徒が部活動を辞めたいと言っているということで、これに対する対応を相談するために自ら提案したと説明しているが、他方で制汗スプレーの件について当時は承知していなかったと述べていることと整合せず、記憶に混乱が見られる。

本件中学校では、上述のとおり、夏休みに入って本件生徒が部活動に全く出席しないことを受けて学校側は電話連絡や家庭訪問などの対応をとっていることからすると、この面談は、こうした一連の流れの中で行われたものであったと考えるのが合理的である。なお、学年主任は、本委員会における調査において、本件生徒の両親が本件生徒が部活動を欠席していることその他の生活状況を把握しているかどうかを確認するために学級担任に面談を指示したと述べているところ、この説明は、市教委教育総務課から父親宛の平成21年4月24日付回答文書の記載内容とも整合している。

イ 面談の状況

面談は、上述のとおり、本件生徒の父親と学年主任及び学級担任の三者で行われた。面談が行われることは野球部の顧問にも知らされていたが、この面談は「学年」での対応として行われるものという位置づけがなされており、目的が部活動そのものとは関係

がないとの判断もあって、野球部の顧問は面談に同席しないこととなった（本委員会の調査における学年主任の供述等。ただし、市教委教育総務課から父親宛の平成21年3月26日付回答文書には「野球部の顧問は対外試合があったため参加していない」と記載されている。）。

面談でのやり取りについても、父親と学年主任らとの間に記憶の相違がある。しかし、父親が、本件生徒及び自身の意向として「野球部を辞めさせてほしい」と発言し、これに対して学年主任らがサポートを約束して慰留するというやり取りがなされたことは、双方の認識が一致している。

なお、面談では、学級担任から、「僕は、野球部を続けたいので続ける。お父さんにも話してある。」と本件生徒から聞いたとの発言もなされている（市教委教育総務課から父親宛の平成21年2月27日付回答文書及び同年3月26日付回答文書）。

面談の結果、学校側が本件生徒をサポートすることを前提に本件生徒が野球部を続けるという方向となり、父親によれば、面談を終えて帰宅後に本件生徒に対してその結論を伝えたところ、本件生徒がしぶしぶ「分かった」と答えたため、本件生徒も納得した旨を本件中学校に連絡したとのことである。

ウ いじめの指摘の有無

本件生徒の父親は、上記面談において、野球部内でのいじめによる心の傷が大きくなるといううちに野球部を辞めさせたい旨を話したとしているが、学年主任ら面談に同席した教員はそうした発言を記憶しておらず（市教委教育総務課から父親宛の平成21年4月24日付回答文書における記載も同様）、面談が行われた経緯に照らしても、父親の主張するようなやり取りがあったと認定することはできない。

6 自死直前の生活状況等

(1) 運動会前の状況について

本件中学校作成の「9月10日の件」と題する書面、市教委教育総務課から父親宛の平成21年4月24日付回答文書及び本委員会による本件中学校教員に対するヒアリング等によれば、運動会前の本件生徒の状況は次のとおりである。

ア 平成20年9月1日の状況

平成20年9月1日から2学期が始まったが、本件生徒が学校に欠席する旨の連絡をしてきた。これを受けて、学級担任が本件生徒の母親の携帯電話に電話をしたが母親が出ず、午前9時ころに母親から学級担任に折り返し電話があった。その電話で、本件生徒が保護者に無断で欠席の連絡をしていたことが判明し、午前11時ころに母親に付き添われて本件生徒が登校した。

登校後、本件生徒及び母親と学年主任、学級担任の4名で面談をした際に、母親から「息子は宿題が終わってなくて学校に来づらい」と言っているとの話があったため、学級担任からは、宿題が終わっていない生徒は他にもいるのだから気にすることはないと

アドバイスをし、本件生徒はそのままクラスに入って、運動会の練習にも参加した。

イ 9月2日から同月5日までの状況

9月2日から同月5日までの間は、本件生徒は通常どおりに登校し、運動会の練習にも休まず参加していた。なお、運動会までの間は、野球部では、運動会に関して特に役割分担のない生徒が自主的に練習することはあるが、部としての練習は行われていない。本件生徒も運動会の準備委員となっていたため、部活動には参加しなくてよい状況にあった。

(2) 運動会での事故について

運動会は、平成20年9月6日に実施されたが、その騎馬戦種目において、本件生徒が馬役をしていた騎馬の騎手役の生徒が地面に落下し、骨折するという事故が発生した。

本件生徒はこの事故について一定の責任を感じていたようであるが（市教委から父親宛の平成25年3月14日付回答文書。ただし、事故態様の詳細は判明していない。）、教員や他の生徒からそのことを責められた等の事実は認められず、この事故が本件生徒の心理に与えた影響については不明である。

なお、運動会の翌日に本件生徒は、同級生と遊んだようであるが（本件中学校作成の「9月10日の件」と題する書面等）、その際の本件生徒の様子なども不明である。

(3) 自死前日の欠席について

運動会後に学校が再開した平成20年9月9日は、本件生徒は、体調不良を理由として学校を欠席している。この日は、本件生徒及び保護者から欠席の連絡がないまま登校しなかったため、本件生徒の学級担任が朝に本件生徒宅に電話をしたところ本件生徒が出て、「父親が欠席の連絡をすと言っていたからしなかった」と説明した（南房総教育事務所作成の「館山市立第三中学校の事故の状況について」と題する書面等）。

学級担任は、同日の夕方にも本件生徒宅に電話をして本件生徒と話をしているが、本件生徒に特段変わった様子はなかった。

(4) 自死当日の状況について

南房総教育事務所作成の「館山市立第三中学校の事故の状況について」と題する書面及び平成20年10月14日作成の「事故報告メモ（生徒の首吊り死亡事案）」によれば、自死当日は以下のような状況であった。

午前7時ころ

- ・本件生徒の母親から本件生徒が家を出た（出る）との電話が学級担任に入る。

午前7時30分ころ

- ・学級担任から母親に対し、本件生徒がまだ学校に到着しない旨の電話をする。
- ・これを受けて母親が自宅周辺を探したところ、コンビニエンスストアで本件生徒を発見し自宅に連れて帰る。

午前8時30分ころ

- ・学級担任が本件生徒宅に電話をする。
- ・電話には本人が出て「母親に、近くのコンビニで見つかり帰るように言われたので、自分は帰った。具合が悪いので休みます。」「学校に行けない。周囲がさぼっていると思っているのが気になる。」などと言った。このとき、本件生徒と学級担任とは1時間弱にわたり電話で話をした。

なお、平成24年9月の市教委による調査では、学級担任は、本件生徒との電話において本件生徒から「部活をサボっていると思われるのでは」と言われたため「そんなことは全然無いから気にしないように」等の話をしたと説明している。また、本委員会の調査においては、学級担任は、「どうした？来られないか？」と聞いても本件生徒が答えられずしばらく黙っていたというやり取りがあったことは記憶しているが、欠席の具体的な理由が話された記憶はないと述べている。

第4 本件生徒が自死するに至るまでの間における関係者の対応状況について

1 本件小学校在籍時の対応状況

上述のとおり、本件生徒は、本件小学校在籍時から人間関係に何らかのストレスを抱えていた可能性が高いが、この時点では本件小学校において特段の対応はとられていない。

この当時の本件生徒の状況その他の事実関係には不明な点も多く、本件小学校における対応の可否を考察することは困難であるが、上述したように、本委員会による調査に対して、本件生徒の母親は、本件生徒が本件小学校在籍時から、からかい等のいじめを受けていたと述べており、それが事実であったとすれば、その時点で本件生徒が抱える問題を解消するための対応がとられるべきであったが、その情報は本件小学校はもちろん家庭内ですら共有されることはなかった。

2 本件中学校入学前の申し送りの状況について

(1) 小中学校間の申し送りについて

本委員会の調査によれば、本件中学校では、毎年3月後半に学区内の小学校の教員（6年生の学級担任）と本件中学校の教員（3年生の学級担任）が出席して、生徒の申し送り事項等を確認するための会議が開催されていたが、本件生徒のような学区外通学の生徒については、こうした定例の会議はないため、個別に小中学校間で申し送り事項の確認が行われていたようである。

(2) 本件生徒に関する申し送りについて

本件生徒についても、本件小学校と本件中学校との間で個別に申し送りが行われたと考えられるが、それに関する記録は確認できない。

本委員会における調査においては、本件中学校の教員の一部から、本件生徒に関する申し送りの内容について供述を得ているが、いずれも記憶があいまいで相互に整合せず、又

は客観的な資料と整合しないため、本件生徒に関してどのような申し送りがなされたかは判然としない。

そもそも本件小学校では、本件生徒について特に問題点等を認識しておらず、学区外通学の理由についても書類上は「両親が共働きであり、三中学区内の叔母の家に帰宅するため」と記載されており、この申し送りにおいて本件生徒に関する問題点を本件中学校が把握することは困難であったと思われる。

とはいえ、本件中学校に二中の学区から学区外通学するというケースは、ごく限られていたのであるから、学区外通学の理由を含めて本件生徒の事情について特に注意深く確認するなどの対応は考えられる状況にあったと言い得る。

3 本件中学校在籍時のいじめ等に対する対応状況

(1) 母親が外国人であるとのからかいに対する対応

母親が外国人であることについての本件生徒へのからかいについて、本件中学校側は、平成19年10月の教育相談で本件生徒からの申告を受けた際に初めて認知したものと認められるが、この情報が学校内でどの程度共有されたかは定かではない。また、同様の訴えが平成19年12月の三者面談においてもなされているが、これについても情報共有の状況は不明である。

本委員会における調査において、校長は、本件生徒が母親のことでからかわれたということは事実として受け止めていた旨を述べており、本件中学校内で相談内容がある程度共有されていた可能性はあるが、市教委から父親宛の平成25年3月14日付回答文書によれば、指導の結果、年度末の時点では、そのようなからかいも見られず、本人からの訴えもなかったため、2年の学級担任には引き継がなかったとされており、これらの相談内容やこれに対する指導が次年度に引き継がれ、本件生徒や他の生徒に対するその後の指導等において活かされた形跡はない。

また、本件生徒については、野球部内で何らかのいじめがあった可能性が否定できないことは上述のとおりであるが、上記の各相談を受けて、申告されたもの以外にも本件生徒に対するいじめが行われていないかなどについて調査を行えば、この時点（本件生徒が1年次の時点）で他の問題も明らかになった可能性もある。

本件生徒からの相談に対しては、その都度、人の嫌がることは絶対に言わない、からかったりしないといった一般的な指導がなされたようであるが、短期間に繰り返し相談を受けた本件中学校における対応として十分であったかについては疑問が残る。

(2) 制汗スプレーの件における対応

ア 対応の状況

平成20年7月5日に発生した制汗スプレーの件については、同月15日に本件生徒が学年主任に相談し、その日のうちに対応がとられている。

関係した生徒からは、学級担任と生徒指導担当教員らが事情を聴いたところ、ふざけ

て制汗スプレーをまいたが本件生徒を標的にしたものではない、「臭いぞ」との発言はスプレーのにおいが臭いという意味で本件生徒のことを言ったわけではない、という説明がなされた。

また、本件生徒とは学年主任が面談したが、本委員会の調査において、学年主任は、本件生徒から「臭いと言われた」という話とともに「なんで僕は臭いんだろう。どうしたら臭いのがとれますか。」という相談があり、これに対して「臭い、というのは誰にでもあるんだよ。どうしても気になるなら、お風呂に入ったり、こまめに着ているものを洗濯したりはできるね。そういうことを言う人は、色々な人が色々なにおいを持っていることを知らないんだよ。」といった話をしたとのことである。

その後、教員が見守る中で、関係した生徒から本件生徒に対して、本件生徒を標的としたものではなかった等の経緯の説明を行った。

イ 指導内容

上記の学級担任らによる関係生徒への聴き取りにおいて、野球部内において、①平成20年6月後半ころ、本件生徒の練習着が汚れていたことがあり、翌日も汚れたままであったことから、3名の生徒が「練習着洗っていないんじゃないか。におうよね。」という会話をした（ただし、本件生徒の前で会話はしていない。）こと、②2年生部員の大半が本件生徒の「におい」に関する話をしていること、③本件生徒の母親が外国人であることを言っている生徒がいたこと、も判明した。

これも踏まえて、関係した生徒に対しては、制汗スプレーの件はスプレーのにおいのことを言ったにしても本件生徒に対して配慮が必要であったこと、汗のにおいがしても相手が傷つくようなことは言ってはいけない、言われても直せないことは相手に言ってはいけない、との指導がなされている。

ウ 対応についての問題点

本件生徒から申告があった際に、学年主任、学級担任及び生徒指導担当教員が協議して、その日のうちに対応をしている点は評価できるが、本件生徒を標的としたものではなかった等の説明（なお、制汗スプレーの件より前から野球部員の中で本件生徒のにおいのことが話題になっていたことに照らすと、本件生徒を標的としたものではないとの説明自体にも疑問が残る。）をもって本件生徒の十分な納得を得られていたとは考えにくい。

本委員会の調査における学年主任の供述によれば、関係した生徒からの説明がなされた際に、生徒指導担当教員から「大丈夫か、何か言いたいことがあれば言っていいよ。」との声かけがあったとのことであるが、関係した生徒（本件生徒から見れば、いじめられた相手である生徒）を目の前にして言いたいことを言わせようとする事自体に無理がある。制汗スプレーの件は「いじめ」ではなく本件生徒の勘違いであったとの前提に立っていたとしても、制汗スプレーの件の直後に本件生徒が長期間欠席していたという

事情に照らせば、教員の対応には、本件生徒の心情への配慮に欠けたところがあったと言わざるを得ない。

エ 本件生徒が長期欠席したことについて

本件生徒は、制汗スプレーの件があってから1週間以上にわたり学校を欠席しているが、市教委による調査に対して、生徒指導担当教員は、「電話連絡をしてもつながらず家庭訪問をしたときに制汗スプレーのことを理由として言われた。」と説明し、学級担任は、「電話で連絡をした。家庭訪問はしていない。母親と連絡が取れていたのであまり深く考えていなかった。」と説明しており、相互に整合しない。また、本委員会の調査で、本件生徒の両親はこの長期欠席を認識していなかった旨を供述しており、これも上記各教員の説明と整合しない。

かかる状況のため、本件生徒の欠席に対して学校及び家庭においてどのような対応がとられたかは定かではないが、いずれにしても本件中学校においても家庭においても、1週間以上にも及ぶ長期の欠席に対して十分なケアが行われていたとは考えにくい。

また、この長期欠席後に本件生徒から制汗スプレーの件が申告されたという経緯からすると、制汗スプレーの件が本件生徒の心を深く傷つけている可能性を考えるべきところ、そのような認識のもとで対応がとられた形跡もない。

4 中学2年の夏休みにおける対応

本件生徒が2年次の夏休みに部活動を長期間欠席した際には、上記のとおり、学級担任らによる家庭訪問などが試みられ、本件生徒の父親との面談も実施されるなどしているが、本件生徒から教員又は保護者がじっくり話を聞くといった対応は全くとられていない。とりわけ、本件生徒が部活動を長期間欠席し、父親に対して「辞めたい」とも伝えていた（父親の供述）理由などを丁寧に聴き取り、理解しようとする努力がなされなかった点については、本件生徒自身の心情を置き去りにするものであったと言わざるを得ない。

また、これ以前に本件生徒に対するからかい、制汗スプレーの件などの問題が発生していたことも踏まえると、本件中学校や家庭における対応が十分であったとは言い難い。

5 自死直前の対応について

本件生徒の自死直前における対応については、第3の6記載のとおりであり、これ自体に特段の問題等は見当たらない。

6 本件中学校における指導体制について

本件中学校では、多くの問題への対応が学年単位でなされていたという特徴があり、例えば部活動に関する問題でも原則として「学年」で対応するという方法がとられていた。これは、大規模校における指導の工夫の一つと考えられ、また他学年のことが分からないのは良くないという校長の方針もあって、学年主任を通じて他学年との情報共有も一定程度図られていたようであるが、教員の意識として、自らが担当する学年以外への関心が薄れ、他学年

の生徒の状況が把握できなくなるという面があることも否定できない。

本件との関係で、こうした「学年による指導」に問題があったということではできないが、本件生徒について「学年」と野球部の顧問らが協働した対応が見受けられないのは、かかる指導体制が背景にあったものと思われ、今後の検討課題の一つとして本報告書において指摘することとした。

第5 本件生徒の自死の原因について

1 本件生徒の遺書について

本件生徒は、自死にあたって自筆で書かれた遺書を残しているが、その記載内容は「もうこの世の中につかれました。どこに行くかわかりませんが、さがさないでください。どこにもいかないと思いますが・・・死んだとしてもずっと見守っています。おじいちゃんと一緒に・・・さようなら」というものであり、自死の原因につながるような具体的な事実の摘示はなされていない。

また、遺書の作成時期は不明であるが、「どこに行くかわかりませんが、さがさないでください。どこにもいかないと思いますが・・・死んだとしても」との表現からは、遺書を作成した段階では自ら命を絶つこと、絶つとしてもどのような方法で実行するかといったことが明確には定まっていなかったと見ることもでき、遺書の作成時期と本件生徒が自宅の二階自室で縊死することを決意した時期との間には、一定程度の時間的間隔があった可能性も否定できない。

したがって、上記遺書からは、これを作成した段階で本件生徒が「世の中につかれました。」と記載するほどに精神的に疲弊していたこと以上の事情を読みとることは困難である。

2 本件生徒に精神的苦痛が蓄積していた可能性が高いこと

本件生徒については、上述のとおり、本件小学校在籍時の人間関係に何らかの問題を抱えていた可能性があること、及び本件中学校在籍時には、からかいその他のいじめに遭っていたことが認められ、野球部内における「制汗スプレー」の件などもあって、精神的な苦痛が相当程度蓄積していたと考えられる。

加えて、本件生徒は、上述のとおり、問題を一人で抱え込んでしまう傾向にあり、他方で学校においても家庭においても本件生徒に対する積極的な働きかけなどが必ずしも十分には行われていなかったため、蓄積していく精神的苦痛を解消し、又は緩和するために周囲の助力を得ることもできない状況にあったと考えられる。

3 本件生徒が自死を決意した理由について

本件生徒が自死した日は、夏休みが終わり、運動会も終了して、本件中学校における授業や部活動が通常どおりに開始される時期と一致している。上述のとおり、本件生徒が学校生活において相当程度の精神的苦痛を受けていたことを踏まえると、「学校が始まる」というこ

とが本件生徒をして自死を実行する最後の決断をさせたと推認するのが合理的である。特に、野球部内での出来事や本件生徒が2年次の夏休みの大半部活動を欠席していたことなどからすると「部活動が始まる」ということが本件生徒にとって大きな心理的負担となっていた可能性が高い。

ただし、自死の原因の全てが学校生活や部活動における問題にあったと断定するに足る証拠はなく、本件生徒が自死を決意した原因の全容は解明に至らなかった。

第6 本件生徒の自死後における学校及び市教委の対応状況

1 他の生徒及び保護者に対する学校の対応

(1) 他の生徒に対する事情説明の状況

本件中学校では、自死翌日の平成20年9月11日朝、本件への対応について打ち合わせが行われ、それを踏まえて、学年集会、全校集会を開催して、本件生徒が亡くなったことを他の生徒に伝えた。それらの集会が開催される前に本件生徒が自死したことを知っていた生徒も一定数いたようであり（本委員会の調査に対し、後述のPTA役員との臨時会議の情報が漏れたとの指摘をする者もあるが、情報がどのような形で伝わったのかは定かではない。）、本委員会の調査に対して、集会の前から一部の生徒は動揺していたと述べる者もあった。

上記の各集会後は、各学級に生徒を戻し、教育相談という形で個別面談が実施されている。

(2) 保護者会の状況

ア 死因の説明等が行われなかったこと

本件中学校では、本件生徒が自死した翌日である9月11日の午後8時から臨時の全校保護者会が開催された。その状況は、概ね以下のとおりである（「館山第三中学校の事故の経過についてⅡ（保護者会以降の状況について）」と題する書面等）。

保護者会における校長からの話の概要は次のとおりで、本件生徒が自死したことについては触れられなかった。

- ・本件生徒が亡くなったこと
- ・本件生徒が亡くなったことを他の生徒に伝えた際に動揺が見られたこと
- ・保護者会は本件生徒の父親の了解を得て開催しており、騒ぎ立てないでほしいと望んでいること
- ・県教委、市教委の協力を得てカウンセラーの派遣を受け生徒のケアに努めること

保護者会では、この他にPTA会長、教頭及び県教委から派遣されたスーパーバイザーが話をし、その中でも本件生徒の死因は語られていない。さらに、保護者との質疑応答では、なぜ亡くなったのか説明を求める質問もあったが、学校側は「遺族の意向で答えられない」旨の回答にとどめている。

なお、本件中学校では、自死当日にPTA役員との臨時会議が開催され、その場では本件生徒が自死によって亡くなったことが説明されているが、遺族の意向であるとして、自死したことについては他言しないよう出席者に口止めがされている。

イ 遺族の意向と本件中学校側の理解に齟齬が生じていた可能性があること

このように、本件中学校では、「本件生徒の遺族の意向」に沿うべく、9月11日開催の保護者会で本件生徒の死因に言及しないこととした。すなわち、校長は「自殺という言葉は絶対に言わないでほしい」ということを強く言われた（なお、9月11日の朝に校長らは本件生徒の自宅を弔問しており、他の生徒や保護者への説明方法について話をしている。）と記憶しており、その内容が教頭その他の教員や県教委、市教委の関係者にも伝えられていた。他方、本委員会の調査において、本件生徒の父親は、生徒には事実関係は言わずに亡くなったことだけを伝え、保護者には事の顛末をすべて説明するように本件中学校に要望したと述べている。

本件中学校が、遺族の意向とは関係なく、あえて本件生徒が自死したことすら説明しないという判断をしたとは考えにくく、その原因は不明であるが、上記の本件生徒の父親の認識を前提とすれば、本件中学校が本件生徒の父親の意向を誤解して対応したと考えるほかない。

ウ 保護者会の影響について

このように、遺族の意向が誤解されたまま保護者会が開催されたことは、その後に遺族が学校側に不信感を抱く一因となった。

また、他の生徒の保護者（なお、保護者会の時点で、本件生徒が自死したという情報を得ていた保護者もいたようである。）の中にも、本件生徒が亡くなった原因に言及しない説明に違和感や不信感を抱いた者が相当程度いたと思われ、保護者との協力のもとに生徒のケアにあたるという観点からも好ましくない状況であったといえる。

なお、本件生徒の父親から、保護者会での説明が不十分であった（遺族の意向に沿わないものであった）との指摘を受けた後、保護者会を再度開催するか否かが検討されたが、スーパーバイザーからの助言等を踏まえ、開催しないこととしたという経緯がある。

2 本件中学校による「学級意識調査」について

(1) 調査の方法及び内容について

本件中学校では、平成20年9月29日に全校生徒を対象に「学級意識調査」を実施している。この調査自体は、本件中学校において定期的に行われているもので（平成20年度は、この他に平成20年5月、平成21年2月に実施されている。）、無視や嫌がらせの有無、冷やかしたり馬鹿にしたりする生徒の有無など、いじめにかかわる調査項目もあるが、必ずしも「いじめ調査」を目的としたものではない。

しかし、9月29日に実施した調査では、学習、進路、人間関係、部活動、からかい、嫌がらせ、冷やかしなど「悩んでいること」「気になること」「気になっていたこと」を自

由に記載する欄を設け、生徒に対しては、本件生徒のことも含めて自由に記載するように説明していた。

(2) 調査結果の検証及び分析について

本件中学校が「学級意識調査」の結果を本件生徒の自死との関係でどのように検証し、又は分析したかについて資料が全く存しない。

上記調査の結果を保護者に報告した文書（平成20年10月6日付「館山三中学校だより」）には「今回の調査等を通して、田副くんの死に直接つながる事実があるかどうか観てまいりました。その結果、「からかい」等のいじめにつながるいくつかの事実はありましたが、直接、田副くんの死と結びつくと思われる要因はわかりませんでした。」との記載があり、上記調査によっても本件生徒に対するからかい等があったことが他の生徒から指摘されていた可能性があるが（ただし、調査結果の原本が既に破棄されており、具体的な記載内容は確認できなかった。）、これについての分析や再調査の必要性の検討などがなされた形跡はなく、生徒の自死という重大事態が生じている状況における対応として十分であったかは疑問である。

なお、上記の保護者宛文書では、他にも「この学級には、無視や嫌がらせに悩んでいる人はいない」という項目と、「この学級は、人を冷やかしたり、馬鹿にしたりする人はいない」という項目の両方の数値が低いことが気になるとし、これらの数値が低いことをもって「学級の中で『馬鹿にされたり、冷やかされたり、無視されたりしている生徒がいて、いやな思いをしている生徒がいるということです。』」との指摘がなされている。

(3) 資料の廃棄について

「学級意識調査」では、生徒及び教員から調査用紙が提出されており、これらは本件中学校において段ボールにまとめて保管されていたが、平成23年3月に廃棄された。当時の教頭が本件中学校に着任後、本件及び学級意識調査に関する問い合わせ等が一切なかったこと、本件が発生したときに在籍していた生徒も卒業したこと等から、このまま保管することによる紛失等のリスクも考えて廃棄を校長に相談し、両名が協議の上で廃棄が決定されている。

確かに、本件生徒の父親らからの市教委に対する問い合わせ等は平成21年4月から5月にかけてのやりとりを最後に途絶えてはいたが（したがって、調査用紙の廃棄が、事実の隠蔽等を目的としてなされたものとは考えられない。）、いまだ本件生徒の自死の原因等は何ら解明されておらず（解明できない、との明確な結論に至っていたわけでもない。）、そのような状況において、重要な原資料を本件中学校の校長及び教頭だけの判断で廃棄したことは不適切な対応であったと言わざるを得ない。

現に、このことは、本件生徒の遺族の本件中学校及び市教委に対する不信感を著しく増大させる要因となってもいる。

なお、この調査用紙の廃棄については、後日、「館山市立小学校及び中学校管理規則」に

違反する処置であったとして、校長が嚴重注意処分を受けているが、これは、当該調査用紙が同規則が定める「その他の公文書」のうち「内容が重要なもの」に該当するため、保存期間は5年であるところ、保存期間中であるにもかかわらずこれを廃棄したことを理由とするものである。しかし、「学級意識調査」の調査用紙が、上記管理規則が定める「その他の公文書」のうち「内容が重要なもの」に該当するというのは、調査用紙の廃棄が発覚した後の市教委における事後的な評価であり、基本的には、規則の適用解釈は各学校の判断に委ねられていたというのであるから、調査用紙を廃棄する時点で本件中学校（校長及び教頭）が規則違反を認識し得たとまで言うことはできない。

この問題はむしろ、このような重要な原資料の保管や管理をもっぱら本件中学校に委ねていたという市教委の取扱いが適当であったかという観点から反省されるべきであろう。

3 市教委による対応について

(1) 本件生徒の遺族への対応について

市教委では、本件生徒の自死直後から本件中学校とは必要な連携をとるなどし、その後の本件生徒の父親とのやりとりについても誠実に対応してきている。しかしながら、本件発生直後の平成20年9月19日の時点で市教委は本件生徒の保護者から「学校はいじめ自殺について調べようとしていない。」「今後市教委とは話をするが学校とは話をしない。」との意向を伝えられており（平成20年10月14日作成の「事故報告メモ（生徒の首吊り死亡事案）」）、平成21年2月20日に本件生徒の父親が市教委教育総務課を訪ねた際の面談でも、父親から事案の解明を求められたり、市教委が積極的に動くべきであるとの要望を受けたりしている（同日の面談記録）。

市教委が独自の調査を開始するのは、後述するアンケート調査を含めて平成24年になってからであるが、この時点では本件生徒の自死から既に4年が経過し、関係者の記憶は著しく減退していたと考えられ、また市教委の調査によって本件生徒の遺族らの不信感を払拭することも難しい状況になっていた。

本件発生直後から繰り返されていた本件生徒の保護者からの指摘や要望を踏まえると、平成21年の段階で、市教委として本件中学校による調査等が十分であったかを検証したり、市教委が主導して調査等をすべきかを検討したりする余地はあったように思われる。

(2) 市教委による調査について

ア アンケート調査について

市教委が本件についてアンケート調査を実施したのは、平成24年11月である。このアンケート調査では、本件生徒が自死したときに本件中学校に在籍していた全生徒及び平成18年度（本件生徒が小学校6年）に本件小学校で本件生徒と同学年であった全児童を対象に記名式で行われた。

アンケートが記名式で行われたのは、回答に対する確認作業や裏付け調査等を可能にするためと思われ、そのこと自体は理解できるが、このアンケート調査は、平成24年

9月に本件生徒の遺族から再調査を求められたことに応える形で行われたのであるから、本件生徒の遺族側との協議を行うなどして、調査方法等について本件生徒の遺族らの納得を得る努力はすべきであったと考えられる。

なお、市教委では、アンケート調査を受けて一部の回答者に対しては電話や訪問による再確認を実施したものの、「からかいや悪口はあったが、本件生徒の自死に結び付く新たな事実は確認できなかった」との判断に至った。

また、市教委がアンケート調査の結果を本件生徒の父親に開示した際に、開示資料から一部の調査結果が漏れていたという問題が二度にわたり起きている。これについて、市教委に隠蔽その他の意図があったことを示す証拠はないが、開示から漏れた調査結果には、本件生徒に対するいじめの具体的な内容が記載されていたものが含まれており、本件生徒の遺族が市教委に対する不信感を一層強めたのは当然である。市教委の対応は、あまりに慎重さを欠いたものであった。

イ 聴き取り調査について

市教委では、平成24年9月中旬から下旬にかけて、本件生徒が本件小学校に在籍していた当時の教員、本件中学校の教員、本件生徒の自宅近くの店舗関係者らから聴き取り調査を行っている。

ここでも、本件中学校におけるからかいや悪口以外のいじめは確認できなかったとの結論に至っているが、本件生徒の自死から4年が経過してからの調査であったことに問題があるという点は、上述のとおりである。

第7 再発防止に向けた提言

1 提言の目的等

本委員会による調査では、本件生徒の自死の直接的な原因を解明するには至らなかったが、本件生徒については、人間関係にストレスを抱えていた可能性が高く、また本件中学校在籍時にはいじめを受けていたにもかかわらず、学校等において十分な対応がとられなかったことは上述のとおりである。また、本件生徒の自死後における市教委や本件中学校の対応にも、必ずしも適切とは言えない面があったと言わざるを得ず、そのことが本件生徒の遺族による不信感を増大させ、問題の解決が図れないまま今日に至ることとなった要因の一つとなっている。

本委員会としては、こうした点を踏まえて、本件のような事態の再発を防止するために、次のとおり提言を行う。

2 いじめの発生防止に向けた取組み

(1) いじめ防止教育の実践

いじめの発生防止のためには、いじめ教育の充実による内的規範の醸成が重要であるが、

これは道徳教育などの場面だけではなく、教育のあらゆる場面で、すべての教員によって具体的に、実践的に行われることが必要である。

(2) いじめに対する科学的理解の重要性

いじめの発生・拡大を予防するためには、子ども及び教員が、いじめが発生・拡大するメカニズムを客観的・科学的に理解することが必要である。多くの子どもは、人をからかう、ものを隠すなどいじめとされる行為が道徳的に悪いことだと認識している。にもかかわらずいじめが発生・拡大するのはなぜか、規範意識を超えるいじめの発生・拡大メカニズムを科学的に理解することが、それを抑制することに繋がると考えられる。

例えば、青年期は、急激な身体の変化、社会的立場の変化の時期であり、精神的に不安定な状態に陥りやすく、そのため、一方で仲間に「同調」し、他方で「勢力」を誇示するなど、非行やいじめなどを含めた攻撃的な行動が現れがちになること、また、保護者や教師などの大人への自立心を抱く時期であるため、いじめ被害などで困難な状況に陥っても大人に相談しないことが往々にしてあることなど、青年期固有の心理的特徴を踏まえた上で、いじめを行う自ら（加害者）の心理状態、いじめを受けた時の自ら（被害者）の心理状態、いじめを見たときの自ら（観衆・傍観者）の心理状態などを子ども自身が客観的に把握する力を育むことが、人をいじめる行為や、いじめを受けたとき・見たときにとるべき行為の適切性を判断する力を育むことに連なる。

これに限らず、いじめの発生・拡大要因に関する様々な科学的知見が示されており、それらを子どもにも学ばせるとともに、そのような科学的知見に根ざしたいじめ問題対応を教員が身に付ける機会を設けることが必要である。

(3) 多様性を理解するための教育

いじめの加害者は、特定の子どもの些細な「差異」を発見し、それを「欠点」にすり替えながらいじめを発生・拡大させ、さらにその行為を正当化する。したがって、社会の多様性（年齢、性、障害の有無、言語・文化、家族形態、価値観など、多様な人間によって社会が構成されている事実）について、子どもが学ぶ機会を設けることが必要である。

従来から、我が国における学校教育の画一性に関する問題は指摘されてきたところであるが、本件でも、本件生徒の母親が外国人であることがからかいの対象となっていたことに鑑み、改めて現在の教育が子どもにおいて多様性を理解するための教育と矛盾したものになっていないか真摯に顧みる姿勢が求められる。

(4) 部活動への全員入部制の見直し

部活動は、学習指導要領において教育課程外に位置付けられ、生徒が自主的、自発的に参加するものとされているが、スポーツ庁の「平成 29 年度『運動部活動等に関する実態調査』集計状況」によれば、公立中学校の 32.5%が、生徒全員の部活入部制を採用しており、本件中学校でも同様であった。

多くの学校は、学級・学年の枠を基本に限定的かつ継続的な人間関係の中で学習・生活

する体制になっているため、いじめが発生した場合、被害者が学校内での逃げ場を見出しにくい構造になっている。そうした中で、部活動への参加も強制された場合、放課後、休日、学校外での活動などにこうした構造が拡大・強化され、いじめを悪化させるとともに、被害者をより追い詰めることになる危険をはらんでいる。

こうした観点から、いじめの発生・拡大を抑制する環境整備の一環として、部活動への参加を任意とし、かつ自由に退部を可能とするなどの対策を検討すべきである。

3 いじめの早期発見・早期対応を可能とする体制整備

(1) 被害者の立場に立ったいじめの把握

いじめとは、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である(いじめ防止対策推進法第2条)ところ、何を苦痛と感じるかは、個人によって異なるものであり、また、関係性や状況に依存するものでもある。したがって、学校や家庭においては、自らの主観に基づいて子どもの苦痛の程度を判断すべきではなく、より苦痛を感じやすい子どもがいることや、関係性や状況によって苦痛の程度は変わるものであることを念頭におき、いじめの把握に努める必要がある。

(2) 多様な情報提供ルートの確保等

いじめの早期発見のためには、子どもからの情報をいち早くキャッチすることが重要であるが、子どもは、いじめの事実を見聞きしても、「告げ口」をためらって、教員や家族などの大人にそれを伝えない場合が多い。

したがって、困っている友人を救うことは正しいことであり、また、いじめをしている友人を止めることがその友人のためであることを、日ごろの教育の中で浸透させることが必要であるが、それに加えて、いじめと疑われる行為を見聞きした場合に、できるだけ心理的な負担を軽減した形でその行為について大人に報告・相談できる体制を整える必要がある。具体的には、どのような行為を見たり聞いたりした時に、誰にどのような方法で報告・相談すれば良いかをマニュアル化(フローチャート化)するといった工夫が考えられる。

また、いじめを大人に報告・相談することによって、自らが次なるいじめの被害者になることを恐れるという心理的障害を取り除くことも有効であり、そのためには、できるだけ匿名性を確保しつつ子どもがいじめを報告・相談しやすい体制が求められる。

具体的には、学級担任、教科担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラーなど、いじめを報告・相談できる多様なチャンネルを設けるとともに、上記マニュアルに分かりやすくそれらを示し、子どもたちに周知することなどが考えられる。

また、情報の受け皿は、学校以外にも設けることが望ましい。子どもたちがいつでもどこでも助けを求め、いじめの存在を通報できるよう、SNSを使うなどして直接教育委員会などに匿名報告・相談できる仕組みなども検討に値する。

(3) 教員の負担軽減

いじめの早期発見・早期対応のためには、教員の側に精神的・時間的な余裕を確保することも必要である（いじめ発生の防止という観点からも同様である。）。現在、教員の業務は、授業、学級運営、校務分掌、部活指導など多岐にわたり、多くの教員が多忙を極めているが、そのような状態にあっては、いじめの発生の有無を注意深く観察することや、いじめに関する相談に対して時間をかけて丁寧な対応をすることは困難である。

また、子どもが教員の多忙な状態を察し、いじめの相談・報告を躊躇することや、教員の目が行き届かないことを見越していじめを行うことなども考えられる。

いじめが発生しない、又は深刻化しない環境づくりのためには、教員の過重労働を解消し、彼らの精神的・時間的な余裕を確保することが重要である。

4 子どもに関する情報共有の体制整備等

(1) 情報の記録化等

いじめの情報に接した場合、これに対する適切な対応をとるためには、日ごろから関係した子どもたちやその家庭環境などを理解していることが必要である。その基礎となる情報は、学力・体力等の資質、学級集団に対する適応度、学級や部活動内の人間関係など日ごろの学校生活から得られるものであるから、これらの記録化、学校内での情報共有や適切な引継ぎ等が重要となる。

また、いじめの情報自体の記録化や情報共有が重要であることは言うまでもない。

(2) 学校と家庭、地域等との連携

保護者において子どもに関して気になる点があるときは、学校にも情報を提供して、適切に連携・協働を図ることが必要である（その前提として、保護者にも日ごろから子どもが発するメッセージに敏感になる意識が求められる。）。

また、子どもの活動場所は学校や家庭にとどまらないため、学校は、地域住民、医療機関、福祉機関、警察など幅広い機関と連携を深めることが有効である。

こうした連携・協働の重要性は、従来から指摘されているところであるが、本件でも、学校と家庭、地域住民との連携・協働が深化していれば、本件生徒が抱える問題を早期に発見し、有効な対策を講じることができた可能性もあることから、改めてここに指摘するものである。

(3) 小・中学校間の連携

いじめに限らず、子どもが抱える問題は、小学校から中学校に進学しても継続するというケースは少なくない。本件生徒のように学区外の中学校に進学したとしても、地域の人間関係の繋がりによって小学校のいじめが継続することは十分にあり得る一方、学区外への進学に伴い当該中学校で生徒が孤立する可能性もある。

したがって、例えば教育委員会が主導するなどして、小・中学校間の連携（情報共有や引継ぎなど）の更なる強化を図る必要がある。とりわけ、本件における反省を踏まえて、

学区外から通学するなど特別の事情がある子どもについては、その背景にある事情などを十分に把握しておくことが必要である。

5 子どもに対するケアの充実

(1) いじめ等の相談があった子どもに対する継続的なケア

学校や家庭において、子どもからいじめ等の相談を受けた場合、何らかの対応によって表面的には事態が収束したように見えても、根本的な解決には至っていないということが少なくない。教員や保護者は、対応後に子どもからの相談がないことなどから安易に楽観的な見通しに立つべきではなく、子どもへのケアを継続的に行うことが必要である。

本件生徒についても、1年次の教育相談や三者面談における相談内容が2年次に引き継がれなかったという経緯があり、その問題点についてはすでに指摘したところである。

(2) 加害者への継続的な対応

いじめ等の問題が発生した際に、カウンセリング等の主な対象は被害者となる傾向があるが、加害者となった子どもも、家庭生活や学校生活上の「困り感」、「生きづらさ」を有していることが往々にしてある。あるいは、加害者が自分の行為をいじめ（被害者が心身の苦痛を感じている）と認識・自覚していない場合などは、一過性の指導では教育的効果が期待しづらい。

したがって、いじめ等の問題に対処するに際しては、カウンセリングを含め、加害者への継続的なケア・指導を行うという視点を持つことも重要である。

6 重大事態発生時の対応

(1) 責任の所在の明確化等

危機対応に関しては、事案発生前の予兆段階、事案発生直後の段階、事案発生後の初期段階、事案発生後の対応段階、事案発生後のフォローアップ段階等の区分けに応じて、又は事案に応じて責任の所在を適切に定め、これを明確にしておくことが効率的かつ的確な対応のために重要であり、危機対応マニュアルを準備しておくなどの対策が考えられる。

本件においても、発生直後の調査等は学校による対応に委ねられ、他方で本件生徒の遺族はもっぱら市教委とやり取りをするといった状況が見られたが、そうしたある種の混乱が本件生徒の遺族の不信感を増大させた一因となった可能性がある。

(2) 関係者の心情を踏まえた対応

重大事態が発生した場合、とりわけ子どもの命が失われたような場合には、その遺族、他の児童・生徒やその保護者の動揺は激しいものがある。学校や教育委員会は、それを理解したうえで情報提供その他の対応をとることが求められるが、特に遺族に対しては、意向の確認などにあたって丁寧な対応が重要である。

本件においても、本件発生直後に開催された保護者会での説明方法を巡って、本件生徒の遺族と学校側の認識に食い違いが生じているが、こうした事態が生じることは、子ども

を失った遺族をさらに傷つけることになるばかりでなく、真相の解明や問題解決の大きな障害ともなりかねない。

(3) 調査における客観性、公正性、中立性の確保

重大事態が発生し、事実関係を調査するにあたっては、その客観性、公正性、中立性を確保することが重要である。この場合、実質において客観性等を確保する必要があることは言うまでもないが、外形的にもこれが確保されていることが調査への信頼を高めることになるという点に留意すべきである。

その際に、関係資料の管理を適正に行うことは重要な要素であるところ、本件においてはこの点が杜撰であったと言わざるを得ないことについては上述したとおりである。

第8 結語

以上のとおり、本委員会における調査では、本件生徒に対するいくつかのいじめの事実や、学校及び市教委等の対応における問題点が明らかとなったが、本件生徒の自死という痛ましい結果の直接の原因までは解明することはできなかった。

これについては、本件発生から10年が経過するという時間の壁が大きな要因の一つであったと言わざるを得ない。本委員会としても迅速な調査審議に努めたが、関係者の記憶が減衰し、元生徒らに対する調査も困難な状況の中では慎重に検討を重ねる必要もあり、調査審議の開始から本報告書の提出まで約2年半もの期間を要することとなった。

本件のような重大事態に対する調査は、客観性、公正性、中立性を確保しつつ迅速に行われる必要があることを最後に改めて付言したい。

本委員会としては、本件のような痛ましい出来事の再発防止に向けた不断の努力を、関係各位に対して強く望むものであるが、本報告書がその一助となれば幸いである。

以 上